

抗議声明

昨年の高浜4号に続き、高浜3号の蒸気発生器細管でも再度の損傷 調整運転中の高浜4号を直ちに停止せよ

関西電力は2月18日、定期検査中(1月6日~)の高浜原発3号で、蒸気発生器(SG)のB-SGとC-SGの細管それぞれ1本に損傷が見つかったと発表した。損傷実態の詳細はまだ不明だが、今回の損傷も、一昨年の3号、昨年の4号と相次いで起こしてきた損傷と同じ第3管支持板部で、水平位置も同じような位置で起こっている。共同通信によれば、傷の深さは管厚みの30~60%、やはりステンレス片が原因になった可能性があるという。関西電力は見ていない。

私たちは、相次ぐ細管損傷を受け昨年より、高浜4号の損傷原因を徹底究明し、それなしに4号を運転再開しないこと、運転中の高浜3号等を停止することを強く求めてきた。しかし、関西電力と原子力規制委員会はこれを無視し、1月30日に4号の原子炉起動を強行した。私たちは、またしても細管損傷事故を起こしたこと、関西電力・規制委の安全無視の姿勢に強く抗議する。調整運転中の高浜4号を直ちに停止し、2月末の営業運転開始を中止せよ。

関西電力は、一昨年の3号、昨年の4号のSG細管損傷(減肉)について、いずれも「異物」を一つも見つけていないにもかかわらず、「異物」を「推定原因」とし、その混入経路を明らかにしないまま調査を終わらせた。そして、定検中に機器内部に立ち入る際、作業員の衣服等に付着した「異物」が入り込まないように注意することを作業手順書に追記する等の「対策」を出すだけでした。規制委もこれをそのまま容認した。今回の損傷は、この「推定原因と対策」を撤回し、一から調査、検討し直すべきことを、事実をもって示した。安全をないがしろにした関西電力と規制委の責任は重大だ。

安全を最優先にすれば、高浜4号の損傷事故については、3号の定検結果を待ち、それを踏まえた上で原因と対策を検討すべきだった。規制委も当初は、相次ぐ損傷事故を重んじ、原因と対策を検討する1回目の公開会合(昨年12月6日)では、「細管の第3管支持板より上(第3~7管支持板)を調査しないのはなぜか。3号・4号と続いて起こっている背景を考えたか。3号の定検結果次第かもしれない」等と厳しく発言し、関西電力の「推定原因」を認めなかった。ところが、わずか10日あまり後の2回目の会合では、手のひらを返したように、細管上部の点検もしないまま「推定原因」を了承し、25日には「評価書」を確定し、運転再開を認めてしまった。

関西電力は今後、3号について小型カメラによる調査等を行うとしている。4号で実施したような第3管支持板下面までという非常に限られた範囲での調査ではなく、細管の第3管支持板より上部を含め2次冷却系全体を徹底調査すべきだ。

高浜3号は8月2日、高浜4号は10月7日にそれぞれ「特定重大事故等対処施設」設置期限となり、運転停止となる。停止前の運転期間を少しでも稼ぐために、安全を無視し運転を優先することは許されない。高浜4号は直ちに停止し、調査をやり直すべきだ。

2020年2月19日

避難計画を案ずる関西連絡会(連絡先団体:グリーン・アクション/原発なしで暮らしたい丹波の会/
脱原発はりまアクション/原発防災を考える兵庫の会/美浜の会/避難計画を考える滋賀の会)

この件の連絡先:グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町22-75-103 TEL:075-701-7223

美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580